

「チャレンジ25宣言」参加促進キャンペーン

「チャレンジ25宣言」に参加し、地球温暖化を防ごう！



UIゼンセン同盟「エコライフ21」運動の取り組みの一環として、「チャレンジ25宣言」に参加し、家族とできる地球温暖化対策にチャレンジしましょう！

「チャレンジ25宣言」とは？

環境省の「チャレンジ25」ホームページのサイトから、一人ひとりが『チャレンジ25宣言』に登録して、身近なところでCO₂削減アクションを実践する取り組みです。また、『チャレンジ25宣言』への参加メリットとして、「チャレンジ25キャンペーン」応援団として、多くの企業、団体が協賛しています。詳しくは、環境省の「チャレンジ25キャンペーン」のホームページ「チャレンジ25キャンペーン応援団」をご覧ください。

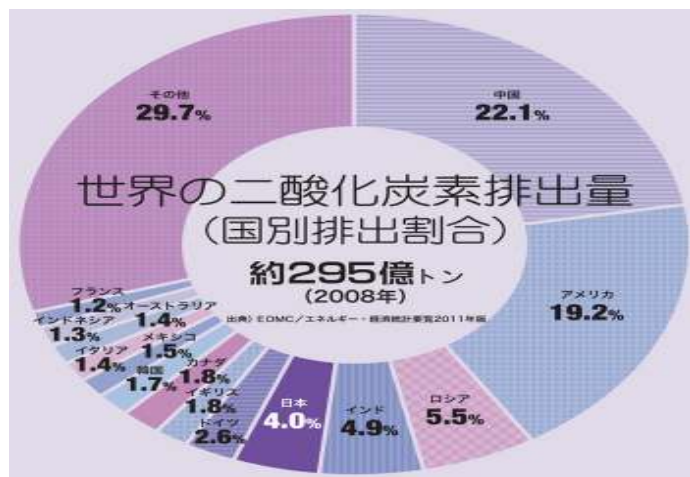
<http://www.challenge25.go.jp/challenger/ouendan/camplst.jsp>

チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

<p>Challenge1 </p> <p>エコな生活スタイルを選択しよう</p> <p>たとえば、カーナビ、ウォームビス、MPVバッグ、... etc. 高なれもぎつと、温暖化防止の400アクションをはじめませんか？</p>	<p>Challenge2 </p> <p>省エネ製品を選択しよう</p> <p>購入時に迷ったときは、よりエネルギー効率の高い製品を選択！ これが温暖化防止「チャレンジ25」の真骨頂です。</p>	<p>Challenge3 </p> <p>自然を利用したエネルギーを選択しよう</p> <p>太陽、風、水、自然界に存在する力を活用することは、温暖化を止めるための一つです。</p>
<p>Challenge4 </p> <p>ビル・住宅のエコ化を選択しよう</p> <p>ふたたび快適な空間をつくること、家はエコですか？ そんな夢のような温暖化を止める方法があるって、ご存じですか？</p>	<p>Challenge5 </p> <p>CO₂削減につながる取組を応援しよう</p> <p>CO₂削減につながる、様々な社会の取組を応援して！ そしてこの温暖化防止の心強い取組も、応援して！</p>	<p>Challenge6 </p> <p>地域で取組む温暖化防止活動に参加しよう</p> <p>温暖化は一人の問題ではなく、この地球に生きる私たち「みんなの問題」。仲間や地域のみなさんとともに、温暖化防止にチャレンジしましょう。</p>

日本の温室効果ガス排出量

世界の中で日本は、決して温室効果ガスの排出量の少ない国ではありません。日本は、国別のCO₂排出量が世界で5番目に多い国です。その量は一人あたり年間約10tになります。一人ひとりが、減らす努力をしなければいけません。



出典) EDMC/エネルギー・経済統計要覧 2011年版



《応募用紙》

〈応募要領〉

2011年12月～2012年3月末までの間に、環境省の「チャレンジ25宣言」特設ページで『チャレンジ25宣言』に参加し、CO₂削減の実践に向けて頑張っていた組合員に、「エコグッズ」をプレゼントします。

- ①環境省のHP (<http://www.challenge25.go.jp/entry2/index.jsp>) にアクセスし、「チャレンジ25宣言」の個人チャレンジャーに登録します。
- ②『チャレンジ宣言書』をプリントアウトし、下記の枠内に添付します。(宣言書のコピー可)
- ③応募先は、〒108-0014 東京都港区芝 4-8-2 興和三田ビル 4F NCCU 政策部 行、締切日は、2012年4月20日(金)までとします。
 - ◆応募いただいた方に「エコグッズ」を差し上げます。(応募多数の場合は抽選とします)
 - ◆宣言書を提示すると協賛企業の割引やエコグッズ等の特典が受けられます。(協賛企業と特典内容は <http://www.challenge25.go.jp/challenger/ouendan/camplist.jsp> でご確認下さい。)

～「チャレンジ25宣言」に参加して、エコに取り組みましょう！～

はみ出して
OK!

ニックネームを
登録!

平成23年12月～
平成24年3月末ま
でに宣言する

あなたならではのチャ
レンジを宣言しよう!

住所: _____

総支部名: _____ 支部

分会名: _____ 分会

氏名: _____

「チャレンジ 25」 宣言書の応募に関わる個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の適切な保護と管理者

NCCUは、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、組合員の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を予防する保護策を講じています。

U | センセン同盟日本介護クラフトユニオン 個人情報保護管理責任者 陶山浩三
 TEL : 03-5730-9381 FAX : 03-5730-9382
 〒108-0014 東京都港区芝4-8-2 興和三田ビル4階

2. 個人情報の利用目的および個人情報を提供されることの任意性について

「チャレンジ 25」宣言書の応募に関わる個人情報は、「チャレンジ 25」参加促進キャンペーンを行うために、大切な情報資産として以下の目的に利用します。

- (1) 参加者の確認および参加時の内容確認
- (2) 配布文書およびNCCU各種報告書への記載
- (3) エコグッズの当選者に対する商品の発送

これ以外の利用については、予め本人の了承を得たうえで利用します。

応募者が、当該応募に関わる個人情報をNCCUに提供されるか否かはお自身の判断によりますが、もしご提供されない場合には、キャンペーンへの参加人数確認やエコグッズ商品の発送等に関わる保障が提供できない場合がありますので予めご了承ください。

3. 個人情報の第三者への提供

以下に記載した内容以外に個人情報の提供は一切行いません。

①第三者に提供する目的	①NCCUに代って商品発送手続きを行う際に必要な場合②その他特定の目的のために当該応募者から同意を得た場合。
②提供する個人情報の項目	氏名、総支部名、分会名、住所
③提供の手段又は方法	書面（写し）での送付
④提供を受ける者の組織の種類、属性	NCCUが属する上部団体
⑤個人情報の取扱いに関する契約	個人情報の取り扱いにつきましては、機密保持契約によって提供先が適切に個人情報保護を行なうよう義務付けています。

4. 個人情報の取り扱いの委託

NCCUは事業運営上、組合員により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しています。業務委託先に対しては、個人情報を預けることがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより組合員の個人情報の漏洩防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施させます。

5. 個人情報の開示等の請求

組合員は当該申込書に記載した個人情報について、開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止）をNCCU問合わせ窓口に出るすることができます。その際、NCCUは組合員ご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。開示等の申し出の詳細につきましては、「7. 個人情報の開示などの手続き」をご覧ください。

6. 個人情報の保護管理者および問い合わせ先

※個人情報保護管理責任者 陶山浩三
 ※苦情・相談窓口責任者 中島隆行
 ※連絡先 U | センセン同盟日本介護クラフトユニオン
 TEL : 03-5730-9381 FAX : 03-5730-9382
 〒108-0014 東京都港区芝4-8-2 興和三田ビル4階

7. 個人情報の開示などの手続き

NCCUでは個人情報保護法に基づいて、NCCUが保有する個人情報について開示の請求を下記のとおり受け付けます。

(1) 開示請求等の窓口

日本介護クラフトユニオン 苦情・相談窓口責任者 中島隆行

〒108-0014
 東京都港区芝4-8-2 興和三田ビル4階
 TEL : 03-5730-9381 FAX : 03-5730-9382

(2) 開示請求方法と手数料

開示請求等の際には、下記NCCU所定の請求書に本人確認書類を添付のうえ、郵送にて請求していただきます。手数料はかかりません。

内 容	請求書の種類
利用目的の通知の場合	開示対象個人情報利用目的通知請求書
開示請求の場合	開示対象個人情報開示請求書
訂正、追加又は削除請求の場合 利用の停止、消去及び第三者への提供の停止請求の場合	開示対象個人情報訂正等及び利用停止等請求書

(3) 本人確認のための書類

本人確認が可能なNCCUへの登録情報の2項目程度を上記(2)の書面と同時に受け取るか、(2)の書面を受け取り後、問合せ等の手続きにより本人確認を行うものとする。

(4) 代理人による開示等の求めの場合

代理人による開示等の求めの場合、前記2)～3)に加えて、代理権が確認できる下記(a)の書類の写しいずれか及び代理人自身を証明する(b)の書類の写しのいずれかを必要とします。

(a) 代理人である事を証明する書類

<開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人の場合>

①本人の委任状（原本）

<代理人が成年被後見人の法定代理人の場合>

①後見登記等に関する登記事項証明書

②その他法定代理権の確認ができる公的書類

(b) 代理人自身を証明する書類

(本籍地の情報は都道府県のみとして、その他は黒塗りで収集するものとする。)

①運転免許証 ②パスポート ③健康保険の被保険者証 ④住民票 ⑤住民基本台帳カード

以上